

四 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項

五 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

六 株式交換に際して新株予約権の割当てに関する事項

七 株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由

八 株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由

九 株式交付子会社の商号及び住所

一 株式交付に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交付に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

二 株式交付に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法

三 株式交付に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

四 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する新株予約権の割当てに関する事項

五 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受けた場合には、当該新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の内容（当該新株予約権等の対価の全部又は一部として新株予約権を交付する場合に限る。次号において同じ。）

七 株式交付がその効力を生ずる日とする理由

八 株式交付に際して新株予約権を発行しようとする理由

（新株予約権の行使により株式を発行した旨の届出）

第七条 指定会社は、法第五条第五項の規定により新株予約権の行使により株式を発行した旨を届け出ようとするときは、次の事項を記載した届出手書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 新株予約権につき、法第九条第一項の認可を受けた日

二 新株予約権の行使により発行した株式の種類及び数

三 新株予約権の行使に際して払込みをされた金額

四 新株予約権の行使により株式を発行した日（中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うために必要な事業の認可の申請）

第八条 指定会社は、法第六条第二項の規定により同条第一項第五号の事業の実施の認可を受けるとするときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 事業の内容

二 事業の開始の時期

三 その事業を実施しようとする理由

（代表取締役等の選定等の決議の認可の申請）

第九条 指定会社は、法第十三条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の選定又は監査等委員である取締役若しくは監査役の選任若しくは監査委員の選定の決議の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に選定又は選任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写し及び選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役を選定しようとする監査委員の履歴書を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 選定しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は選任しようとする監査等委員である

二 前号に規定する者が指定会社と利害関係を有するときは、その明細

三 選定又は選任の理由

2 指定会社は、法第十三条の規定により代表取締役若しくは代表執行役の解職又は監査等委員である取締役若しくは監査役の解任若しくは監査委員の解職の決議の認可を受けようとするときは、解職しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は解任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役若しくは解職しようとする監査委員の氏名及びその者を解職し、又は解任しようとすると理由を記載した申請書に解職又は解任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(事業計画の認可の申請)

第十四条 指定会社は、法第十四条前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

3 前項の事業計画は、法第六条第一項の事業について、その実施の方法、事業量及び所要資金の額を明らかにしたものでなければならない。この場合において、飛行場、航空保安施設その他施設の新設又は改良に係る事業については、同項各号の事業ごとに区分したものでなければならない。

3 指定会社は、法第十四条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が第一項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は收支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

(募集社債を引き受けける者の募集の認可の申請)

第十五条 指定会社は、法第十五条第一項の規定により募集社債(募集新株予約権付社債を除く。以下同じ。)を引き受けける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

四 募集社債の総額及び各募集社債の金額
二 募集社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件

三 募集社債を引き受ける者の募集の理由
(株式交換又は株式交付に際しての社債の発行の認可の申請)

五 募集社債を引き受ける者の募集の理由
(株式交換又は株式交付に際しての社債の発行する金額の使途)

第六十二条 指定会社は、法第十五条第一項の規定により株式交換に際しての社債(新株予約権付社債を除く。以下同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三 株式交換完全子会社の株主に対する社債の割当てに関する事項

四 株式交換がその効力を生ずる日

五 株式交換に際して社債を発行しようとする理由

六 指定会社は、法第五条第四項の規定により株式交付に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交付に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 株式交付子会社の商号及び住所

二 株式交付に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する社債の割当てに関する事項

四 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権等を譲り受けたときは、当該新株予約権等の内容(当該新株予約権等の対価の全部又は一部として社債を交付する場合に限る。次号において同じ。)

七 株式交付に際して社債を発行しようとする理由
(資金の借入れの認可の申請)

第十三条 指定会社は、法第十五条第一項の規定により資金の借入れの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 借入金の額

二 借入先

三 借入金の利率、償還の方法及び期限その他
の借入条件

四 借入金の使途

五 借入れの理由
(重要な財産)

第十四条 法第十六条の国土交通省令で定める重要な財産は、土地、建物及び構築物であつてその帳簿額が三億円以上のものとする。
(重要な財産の譲渡等の認可の申請)

第十五条 指定会社は、法第十六条の規定により重要な財産の譲渡の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 譲渡しようとする財産の内容

二 譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所

三 所有権以外の権利の目的となつているときは、その権利の種類

四 対価の額

五 対価の受領の時期及び方法その他の譲渡の条件

六 譲渡の理由

2 指定会社は、法第十六条の規定により重要な財産を担保に供することの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 担保に供しようとする財産の内容

二 権利を取得する者の氏名又は名称及び住所

三 財産を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所

四 権利の種類

五 担保される債権の額

六 担保に供する理由
(定款の変更の決議の申請)

第十六条 指定会社は、法第十七条の規定により定款の変更の決議の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に定款の変更に関する株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

（剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請）

第十七條

第一回 手取株主の決算の規定に
剩余金の配当その他の剩余金の処分の決議の認
可を受けようとするときは、剩余金の総額及び
剩余金の配当その他の剩余金の処分の内訳を記
載した申請書に剩余金の配当その他の剩余金の
処分に関する株主総会又は取締役会の議事録の
写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければ
ならない。

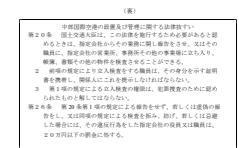
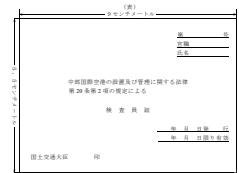
第十二条 法第二十条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。この場合、立入検査の結果、該職員が該職務に就いて不適切な行為を行つたときは、該職員の立入検査に対する権限を失する。この場合、立入検査の結果、該職員が該職務に就いて不適切な行為を行つたときは、該職員の立入検査に対する権限を失する。

(業務に関する規程の届出)
第十九条 指定会社は、職制、定員その他組織に関する規程、給与に関する規程、退職手当に関する規程、

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。附 則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八号）

の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

(合併、分割又は解散の決議の認可の申請)	
第十八条 指定会社は、法第十七条の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次の事項（解散の決議の認可を受けようとする場合にあっては、第三号、第六号及び第七号の事項に限る。）を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	附 則
一 合併の場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立する法人の名称及び住所	（施行期日）
二 分割の場合にあっては、分割により事業を承継する法人又は分割により設立する法人の名称及び住所	令第三九号）抄
三 解散の場合にあっては、清算人の氏名及び住所	附 則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三七号）
四 合併又は分割の方法及び条件	第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
五 合併又は分割に反対する株主があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の種類及び数	附 則（平成一四年三月一九日国土交通省令第六五号）
六 合併、分割又は解散の時期	この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
七 合併、分割又は解散の理由	（平成一五年五月一三日国土交通省令第一二号）抄
八 前項の申請書には、次の書類（解散の決議の認可を受けようとする場合には、第一号の書類に限る。）を添えなければならない。	（施行期日）
一 合併、分割又は解散に関する株主総会の議事録の写し	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
二 合併契約又は吸収分割契約（新設分割の場合にあっては、新設分割計画）において定めた事項を記載した書類	附 則（平成一七年三月七日国土交通省令第五八号）
三 合併又は分割の主要な条件の決定に関する説明書	（施行期日）
四 合併契約又は吸収分割契約の締結（新設分割の場合にあっては、新設分割計画の作成）の時における指定会社の資産、負債その他の財産の状況の説明書	第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書の他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。
五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により事業を承継する法人若しくは分割により設立する法人の定款	第三条 この省令の施行前にしたこの省令による処分、手続、その他改正前の省令の規定による処分、手續、その他



〔第1〕

中既田原の者とその者と管理に関する法律
第20条第2項の規定による
検査・査定
年月日
国土交通大臣
印

</